

令和 7 年 4 月 2 1 日

P T A 会員の皆様

東京都北区立浮間中学校

P T A 会長 光永謙太郎

東京都北区立浮間中学校 P T A 会則の改正（会費の値下げ）について

陽春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。P T A 会員の皆様におかれましては日頃より浮間中学校 P T A の活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、浮間中学校 P T A では、本部役員が中心となり会則の改正について議論を重ねてまいりました。直近数年間で、組織変更等様々な改革を行ってまいりましたが、会員の皆様のご協力のお陰で、かなりのスリム化を実現することができてまいりました。その結果、予算執行において見通しを立てることに成功し、この度、会費の値下げについて執行部としてご提案するに至りましたのでご案内申し上げます。

本来であれば、会費の値上げはあっても、値下げをすることは組織としての活動を縮小させることにつながるため、推奨されるべきではないものと存じますが、昨今の時代の流れとともに、P T A の役割や活動内容も変化し、今あるべき姿としての P T A を模索した結果、このようなご提案となりました。会員の皆様のご負担を減らすことにもつながるため、ご理解をいただきまして、後日ご連絡差し上げます次の五月総会においてご検討の上、決議くださいますようよろしくお願い申し上げます。（会則の改正については、出席者（委任状提出を含む）の 3 分の 2 以上の賛成が必要となります。）

【新旧対照表】東京都北区立浮間中学校 P T A 会則

現 行	改正案	改正理由
第 6 条 本会の会費は、次のとおりとする。 ① 保護者 1 世帯 年額 <u>3 0 0 0</u> 円 ② 教職員 1 人 年額 <u>3 0 0 0</u> 円	第 6 条 本会の会費は、次のとおりとする。 ① 保護者 1 世帯 年額 <u>2 5 0 0</u> 円 ② 教職員 1 人 年額 <u>2 5 0 0</u> 円	上 記 ご 案 内の通り
附 則 この規程は、昭和 6 0 年 4 月 1 日より施行する。 （中略） 令和 5 年 4 月 1 日より一部を改正し、施行する。	附 則 この規程は、昭和 6 0 年 4 月 1 日より施行する。 （中略） 令和 5 年 4 月 1 日より一部を改正し、施行する。 <u>令和 8 年 4 月 1 日より一部を改正し、施行する。</u>	施 行 日 の 定め

以上